

お詫びと訂正

『10年短縮年金マニュアルシート』の一部に誤りがありました。正しくは下記のとおりです。お詫びして訂正いたします。

【7頁 ⑩カラ期間の種類と証明・確認方法】

誤 (4) 退職一時金の計算の基礎となった期間のうち昭和36年4月以後の期間 (ただし、昭和61年4月以降に納付または免除期間があること)

正 (4) 退職一時金の計算の基礎となった期間のうち昭和36年4月以後の期間
※正しくは下線部分を削除